

分析結果報告書

試料名	竹野
採取場所	防災センター 1-1 (中村)
試料の種類	浄水
採取日	令和7年9月8日
採取時刻	09:35
分析項目	下記9項目
分析日	令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日
採取者	依頼者サンプリング
気温	30.0 ℃ : 水 温 : 30.5 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.4 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジエオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下		26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下		30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジエ-1,2ジクロロエチレン及びトリメ-1,2ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	2 度	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	13	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	窒素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.4	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.1	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.41		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	オースージクロロエチレン及びトリハロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること
遊離残留塩素		0.5	mg/L	(:は、採取者測定)	---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。												

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1cLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	— — — mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	— — — mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	— — — mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	— — — mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	— — — mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	— — — mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	— — — mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	— — — mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	— — — mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	— — — mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	— — — mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	— — — mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	— — — mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000002 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	— — — mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	— — — mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	— — — mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	— — — — mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	— — — mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	— — — mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	— — — mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.1 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	— — — mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	— — — mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.43	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	— — — mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	— — — mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	— — — mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4-ジクロロエチレン及びトリフルオロエチレン	— — — mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	— — — mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	— — — mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	— — — mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L		(+は、採取者測定)	— — —		— — —		— — —		— — —	
— — —		— — —		— — —		— — —		検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

令和7年9月19日
No. 202509081929
Job No. J_KYO_005-005

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

試料名: 丹波西部 高区系
採取場所: 防災センター 4-2 (安井)
試料の種類: 浄水
採取日: 令和7年9月8日
採取時刻: 09:50
分析項目: 下記9項目
分析日: 令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日
採取者: 依頼者サンプリング
気温: 31.0 °C ; 水温: 30.5 °C

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 17番14号

環境試験所 京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田10番地9
TEL 075 (959) 0705 FAX 075 (951) 0886

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関 (登録番号第163号)
計量証明事業登録 (京都府知事 第1050号 濃度)

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1Lの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	--- mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	--- mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	--- mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	--- mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	--- mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	--- mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	11.8 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	--- mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	--- mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	--- mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	--- mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	--- mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	--- mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブromクロロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	--- mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	--- mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	--- mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	--- mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	--- mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	--- mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	--- mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	--- mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	--- mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	--- mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.9 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	--- mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.48	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	--- mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	--- mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	--- mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	--- mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	--- mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	--- mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	--- mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.6 mg/L	(※は、採取者測定)						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

検査方法: 「平成15年厚生労働省告示第261号」

検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」

項目名		分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	19	トリクロロエチレン	―― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	―― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	―― mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	―― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	―― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	―― mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	―― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	―― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	―― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	―― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	―― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	―― mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	―― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	―― mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	―― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	―― mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	―― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	―― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	―― mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	―― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	―― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	―― mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	―― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	―― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	―― mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	―― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	30	プロモホルム	―― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.37	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	―― mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	―― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	―― mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	―― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	―― mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	―― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	―― mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	―― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(※は、採取者測定)	――		――		――		――	
――		――		――		――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	セトリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.30	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,5-ジクロロエチレン及び3,3',4,4'-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	(*は、採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書

日本メンテナンス・システム株式会社
大阪府北区
大塚1-1-14番14号

水道法第20条登録機関（登録番号第163号）
計量証明事業登録（京都府知事 第1050号 濃度）

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27	ネトジロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.0 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.31	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	0.1-1.2 ジクロロエチレン及び0.1-1.2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
遊離残留塩素		0.7 mg/L	()は、採取者測定	―――		―――	―――		―――		
―――		―――		―――		―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.15	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.2 mg/L	（*は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水にて形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	13.0 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸気残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	0.000007 mg/L	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.1 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.50	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 3,4,5-ジクロロエチレン及び3,4,5-トリクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――	―――	―――	―――	―――
―――	―――	―――	―――	―――	―――	検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判 定

上記検査結果について、水質基準に適合。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	7.8 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジエオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.2 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.52	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 3,4,5-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	1.6 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――	―――	―――	―――	―――
―――	―――	―――	―――	―――	―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判 定
上記検査結果について、水質基準に適合。

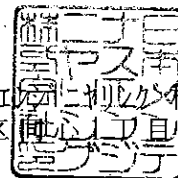
令和7年9月19日
No. 202509082009
Job No. J_KYO_005-024

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

試料名: 上大久保
採取場所: 上大久保公民館
試料の種類: 浄水
採取日: 令和7年9月8日
採取時刻: 10:30
分析項目: 下記9項目
分析日: 令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日
採取者: 依頼者サンプリング
気温: 31.0 °C ; 水温: 29.0 °C

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区東中津1丁目7番14号



環境試験所 京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田10番地9
TEL 075 (959) 0705 FAX 075 (951) 0886

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関 (登録番号第163号)
計量証明事業登録 (京都府知事 第1050号 濃度)

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	--- mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	--- mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	--- mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	--- mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	--- mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	--- mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	--- mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	--- mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	--- mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	--- mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	--- mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	--- mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブromクロロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	--- mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	--- mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	--- mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	--- mg/L	0.0001mg/L以下
10 シアン化合物イオン及び塩化シアン	--- mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	--- mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	--- mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	--- mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	--- mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	--- mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.7 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	--- mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.85	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	--- mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	--- mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	--- mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 2,4-ジクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレン	--- mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	--- mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	--- mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	--- mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	1.1 mg/L	(※は、採取直後測定)						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

検査方法: 「平成15年厚生労働省告示第261号」

分析結果報告書

日本メンテナス工業株式会社
大阪 北区 西田町 14番

水道法第20条登録機関（登録番号第163号）
計量証明事業登録（京都府知事 第1050号 濃度）

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.1 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジエオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.86	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及びトリス1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.9 mg/L	（※は、採取者測定）		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	11.0 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.6 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.51	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.1 mg/L	(※は、採取直後測定)	―――	―――	―――	―――	―――	―――
―――	―――	―――	―――	―――	―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	4.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	銅酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	6.45	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L		（*は、採取者測定）	―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――	―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

分析結果報告書



水道法第20条登録機関（登録番号第163号）
計量証明事業登録（京都府知事 第1050号 濃度）

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	5.7 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジエオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.1 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.60	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 3,4-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.1 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――	―――	―――	―――	―――
―――	―――	―――	―――	―――	―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判

定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.9 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.49	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 3,3'-ジクロロエチレン及びトリス(1,2-ジクロロエタニル)	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	1.1 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――	―――	―――	―――	―――
―――	―――	―――	―――	―――	―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書



試料名:	三ノ宮 三ノ宮系
採取場所:	瑞穂環境保全センター
試料の種類:	浄水
採取日:	令和7年9月8日
採取時刻:	10:10
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	30.0 ℃ : 水温: 25.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌		0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		――― mg/L		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		――― mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		――― mg/L		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		――― mg/L		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物		――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		――― mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		5.9 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		――― mg/L		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		――― mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		――― mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		――― mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		――― mg/L		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		――― mg/L		0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸		――― mg/L		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		――― mg/L		0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		――― mg/L		0.01mg/L以下	27	トリハロメタン		――― mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		――― mg/L		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		――― mg/L		0.03mg/L以下	45	フェノール類		――― mg/L		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		――― mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		1.6 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		――― mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値		7.90		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素		――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		――― mg/L		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン		――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと
16	3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,1,2,2-ジクロロエチレン		――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		――― mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		2 度		5度以下であること
17	ジクロロメタン		――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		――― mg/L		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素			0.7 mg/L		(※は、採取直後測定)	―――		―――		―――		―――		―――		―――	
―――			―――			―――		―――		―――						検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」	
判定			上記検査結果について、水質基準に適合。														

分析結果報告書

試料名:	三ノ宮 質志系		
採取場所:	光明寺(質志)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年9月8日		
採取時刻:	09:35		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	28.0	℃	: 水温: 29.0

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値			
1 一般細菌		0 /mL		1mLの水で形成される集菌数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		――― mg/L	1.0mg/L以下	
2 大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		――― mg/L	200mg/L以下	
3 カドミウム及びその化合物		――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		――― mg/L	0.05mg/L以下	
4 水銀及びその化合物		――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩 素 酸		――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		6.6 mg/L	200mg/L以下	
5 セレン及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		――― mg/L	300mg/L以下	
6 鉛及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		――― mg/L	500mg/L以下	
7 ヒ素及びその化合物		――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		――― mg/L	0.2mg/L以下	
8 六価クロム化合物		――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		――― mg/L	0.00001mg/L以下	
9 亜硝酸態窒素		――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭 素 酸		――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		――― mg/L	0.00001mg/L以下	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン		――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン		――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		――― mg/L	0.02mg/L以下	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類		――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下	
12 フッ素及びその化合物		――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の値）		0.9 mg/L	3mg/L以下	
13 ホウ素及びその化合物		――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値		7.93	5.8以上8.6以下	
14 四塩化炭素		――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味		異常なし	異常でないこと	
15 1,4-ジオキサン		――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭 気		異常なし	異常でないこと	
16 2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン		――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色 度		1 度	5度以下であること	
17 ジクロロメタン		――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁 度		0.1 度 未満	2度以下であること	
*遊離残留塩素		0.2 mg/L		(*は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――		―――		
―――		―――		―――		―――		―――		―――		―――		―――	
検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」															
判 定		上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

日本メンテナンス工業株式会社
大阪市北区東中津 1-1-1 番 14 号

試験責任者 戸上 聡

試料名:	三ノ宮 戸津川系		
採取場所:	戸津川公民館		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年9月8日		
採取時刻:	09:45		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	30.0 °C	: 水	温: 28.0 °C

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.92	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 1,1,2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.5 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――	―――	―――	―――	―――
―――	―――	―――	―――	―――	―――	検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

分析結果報告書

日本メンテナンス工業株式会社
大阪市北区 番 14 号

水道法第20条登録機関（登録番号第163号）
計量証明事業登録（京都府知事 第1050号 濃度）

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1. 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18. テトラクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	35. 銅及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下
2. 大腸菌	不検出	検出されないこと	19. トリクロロエチレン	--- mg/L	0.01mg/L以下	36. ナトリウム及びその化合物	--- mg/L	200mg/L以下
3. カドミウム及びその化合物	--- mg/L	0.003mg/L以下	20. ベンゼン	--- mg/L	0.01mg/L以下	37. マンガン及びその化合物	--- mg/L	0.05mg/L以下
4. 水銀及びその化合物	--- mg/L	0.0005mg/L以下	21. 塩素酸	--- mg/L	0.6mg/L以下	38. 塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5. セレン及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	22. クロロ酢酸	--- mg/L	0.02mg/L以下	39. カルシウム、マグネシウム等（硬度）	--- mg/L	300mg/L以下
6. 鉛及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	23. クロロホルム	--- mg/L	0.06mg/L以下	40. 蒸発残留物	--- mg/L	500mg/L以下
7. ヒ素及びその化合物	--- mg/L	0.01mg/L以下	24. ジクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	41. 陰イオン界面活性剤	--- mg/L	0.2mg/L以下
8. 六価クロム化合物	--- mg/L	0.02mg/L以下	25. ジブロモクロロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	42. ジェオスミン	--- mg/L	0.0001mg/L以下
9. 亜硝酸態窒素	--- mg/L	0.04mg/L以下	26. 臭素酸	--- mg/L	0.01mg/L以下	43. 2-メチルイソボルネオール	--- mg/L	0.0001mg/L以下
10. シアン化物イオン及び塩化シアン	--- mg/L	0.01mg/L以下	27. 総トリハロメタン	--- mg/L	0.1mg/L以下	44. 非イオン界面活性剤	--- mg/L	0.02mg/L以下
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	--- mg/L	10mg/L以下	28. トリクロロ酢酸	--- mg/L	0.03mg/L以下	45. フェノール類	--- mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12. フッ素及びその化合物	--- mg/L	0.8mg/L以下	29. ブロモジクロロメタン	--- mg/L	0.03mg/L以下	46. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13. ホウ素及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	30. プロモホルム	--- mg/L	0.09mg/L以下	47. pH値	8.00	5.8以上8.6以下
14. 四塩化炭素	--- mg/L	0.002mg/L以下	31. ホルムアルデヒド	--- mg/L	0.08mg/L以下	48. 味	異常なし	異常でないこと
15. 1,4-ジオキサン	--- mg/L	0.05mg/L以下	32. 亜鉛及びその化合物	--- mg/L	1.0mg/L以下	49. 臭気	異常なし	異常でないこと
16. 1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	--- mg/L	0.04mg/L以下	33. アルミニウム及びその化合物	--- mg/L	0.2mg/L以下	50. 色度	1 度 未満	5度以下であること
17. ジクロロメタン	--- mg/L	0.02mg/L以下	34. 鉄及びその化合物	--- mg/L	0.3mg/L以下	51. 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.5 mg/L	(※2. 採取直後測定)	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

分析結果報告書

日本メンテナンス・リサーチ株式会社
大阪市北区西成区1丁目7番14号

試験責任者 戸上 聡

試料名：	質美第一 行佛系
採取場所：	行佛防災センター
試料の種類：	浄水
採取日：	令和7年9月24日
採取時刻：	11:55
分析項目：	下記9項目
分析日：	令和7年9月24日 ~ 令和7年10月6日
採取者：	依頼者サンプリング
気温：	25.0 ℃ : 水温 : 23.0 ℃

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.6	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.6	mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.58		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	1,1,1-トリクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6	mg/L	(※は、採取者測定)	---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。													

分析結果報告書

試料名:	丹波中央 質美系
採取場所:	中村公民館 (質美)
試料の種類:	浄水
採取日:	令和7年9月8日
採取時刻:	11:50
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	30.0 ℃ ; 水温: 28.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	— — — mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	— — — mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	— — — mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	— — — mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	— — — mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	15.4 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	— — — mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	— — — mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	— — — mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	— — — mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	— — — mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸気残留物	— — — mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	— — — mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	— — — mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	— — — mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	— — — mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	— — — mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	— — — mg/L	0.0001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	27 総トリハロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	— — — mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	— — — mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	— — — mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	— — — mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1.0 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	— — — mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.67	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	— — — mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	— — — mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	— — — mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下	49 臭 気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	— — — mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	— — — mg/L	0.2mg/L以下	50 色 度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	— — — mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	— — — mg/L	0.3mg/L以下	51 濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.2 mg/L	(※は、採取者測定)	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判

定

上記検査結果について、水質基準に適合。

分析結果報告書

試料名:	質美第二 脇谷系		
採取場所:	下村公民館(質美)		
試料の種類:	浄水		
採取日:	令和7年9月8日		
採取時刻:	11:40		
分析項目:	下記9項目		
分析日:	令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日		
採取者:	依頼者サンプリング		
気温:	27.0 ℃	: 水	温: 28.0 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値	項目名		分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.1	mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	---	mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	42	ジオスミン	---	mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.7	mg/L	3mg/L以下
13	ボウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし		異常でないこと
16	5α-1,2-ジクロロエチレン及び5α,1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1度未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1度未満		2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5	mg/L	(注は、採取者測定)	---		---			---		---		
---		---			---		---			検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判	定	上記検査結果について、水質基準に適合。												

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	13.9 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸塩窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27 三トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1.0 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.69	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.4 mg/L	(※は、採取者測定)	―――	―――	―――	―――	―――	―――
―――	―――	―――	―――	―――	―――	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判定 上記検査結果について、水質基準に適合。

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	---	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	---	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	---	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	---	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	---	mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	---	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	---	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	---	mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	---	0.5mg/L以下	38	塩化物イオン	6.2 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	---	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	---	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	---	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	---	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	---	mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	---	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	---	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	---	mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	---	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	---	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	---	mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	---	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	---	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	---	mg/L	0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	---	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	---	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	---	0.03mg/L以下	45	フェノール類	---	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	---	mg/L	0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	---	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	---	mg/L	1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	---	0.09mg/L以下	47	pH値	7.63	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	---	mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	---	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	---	mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	---	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,5-1,2-ジクロロエチレン及び3,5-1,2-ジクロロエチレン	---	mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	---	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	---	mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	---	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)		---	---	---	---	---	---	---	---
---		---	---		---	---	---	---	検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸気残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.79	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(注：採取者測定)		―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	— — — mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	— — — mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	— — — mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	— — — mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	— — — mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.5 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	— — — mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	— — — mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	— — — mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	— — — mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	— — — mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	— — — mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	— — — mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	— — — mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	— — — mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	— — — mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	— — — mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	— — — mg/L	0.0001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	— — — mg/L		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	— — — mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	— — — mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	— — — mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	— — — mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	— — — mg/L		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	— — — mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.75	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	— — — mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	— — — mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	— — — mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	2,4,6-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	— — — mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	— — — mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	— — — mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	— — — mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(※は、採取者測定)		— — —		— — —		— — —		— — —	
— — —		— — —		— — —		— — —		— — —		— — —		検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」

判 定
上記検査結果について、水質基準に適合。

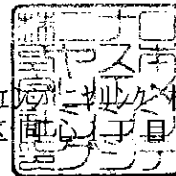
令和7年9月19日
No. 202509082179
Job No. J_KYO_005-030

分析結果報告書

京丹波町長 畠中 源一 様

試料名： 和知中央 上乙見系
採取場所： 上乙見公民館
試料の種類： 浄水
採取日： 令和7年9月8日
採取時刻： 09:19
分析項目： 下記9項目
分析日： 令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日
採取者： 依頼者サンプリング
気温： 30.0 ℃ ; 水温： 27.0 ℃

日本メンテナンス株式会社
大阪市北区 1番14号



環境試験所 京都府乙訓郡大山崎町大山崎鏡田10番地9
TEL 075 (959) 0705 FAX 075 (951) 0886

試験責任者 戸上 聡

水道法第20条登録機関 (登録番号第163号)
計量証明事業登録 (京都府知事 第1050号 濃度)

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	---	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	---	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	---	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	---	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	---	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	---	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	---	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	---	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	---	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	6.4 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	---	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	---	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	---	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	---	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	---	0.06mg/L以下	40 蒸発残留物	---	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	---	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	---	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	---	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	---	0.02mg/L以下	25 ジブromクロロメタン	---	0.1mg/L以下	42 ジェオスミン	---	0.00001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	---	0.04mg/L以下	26 臭素酸	---	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	---	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	---	0.01mg/L以下	27 縮トリハロメタン	---	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	---	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	---	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	---	0.03mg/L以下	45 フェノール類	---	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	---	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	---	0.03mg/L以下	46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.4 mg/L	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	---	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	---	0.09mg/L以下	47 pH値	7.73	5.8以上8.6以下
14 四塩化炭素	---	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	---	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	---	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	---	1.0mg/L以下	49 臭気	異常なし	異常でないこと
16 3,4,5-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	---	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	---	0.2mg/L以下	50 色度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	---	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	---	0.3mg/L以下	51 濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	0.3 mg/L	(※は、採取者測定)	---	---	---	---	---	---
---	---	---	---	---	---	---	---	---
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。							

検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」

分析結果報告書

蘇州府志

項目名			分析結果 基準値			項目名			分析結果 基準値		
1	一般細菌	0 /mL	1Lの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出	検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L	0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L	0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	6.6 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L	0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L	0.02mg/L以下	25	ジブromクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L	0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L	0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L	10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L	0.8mg/L以下	29	ブromジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	30	ブromホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.76	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L	0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L	0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	5α-1,2-ジクロロエチレン及び5α-1,2-ジクロロエチレン	――― mg/L	0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L	0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.8 mg/L	(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。									

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの換水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	――― mg/L	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	――― mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	――― mg/L		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	――― mg/L	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	――― mg/L	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	――― mg/L		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	――― mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	5.8 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	――― mg/L	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	――― mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	――― mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸気残留物	――― mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	――― mg/L		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	――― mg/L	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	――― mg/L		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	――― mg/L	0.0001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	――― mg/L		0.04mg/L以下	26	臭素酸	――― mg/L	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	――― mg/L	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	――― mg/L		0.01mg/L以下	27	トリハロメタン	――― mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	――― mg/L	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	――― mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	――― mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	――― mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	――― mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	――― mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.8 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	――― mg/L		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	――― mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.73	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	――― mg/L		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	――― mg/L	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	――― mg/L		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	――― mg/L	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	3,5-ジクロロエチレン及び3,5-ジクロロエチレン	――― mg/L		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	――― mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	――― mg/L		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	――― mg/L	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L		(※は、採取者測定)	―――		―――		―――		―――	
―――		―――		―――		―――		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

[illegible]

分析結果報告書

試料名:	和知西部
採取場所:	稲次公民館
試料の種類:	浄水
採取日:	令和7年9月8日
採取時刻:	10:20
分析項目:	下記9項目
分析日:	令和7年9月8日 ~ 令和7年9月19日
採取者:	依頼者サンプリング
気温:	28.0 ℃ : 水 温 : 31.0 ℃

項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値	項目名	分析結果	基準値
1 一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18 テトラクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	35 銅及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下
2 大腸菌	不検出	検出されないこと	19 トリクロロエチレン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	36 ナトリウム及びその化合物	— — — mg/L	200mg/L以下
3 カドミウム及びその化合物	— — — mg/L	0.003mg/L以下	20 ベンゼン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	37 マンガン及びその化合物	— — — mg/L	0.05mg/L以下
4 水銀及びその化合物	— — — mg/L	0.0005mg/L以下	21 塩素酸	— — — mg/L	0.6mg/L以下	38 塩化物イオン	7.3 mg/L	200mg/L以下
5 セレン及びその化合物	— — — mg/L	0.01mg/L以下	22 クロロ酢酸	— — — mg/L	0.02mg/L以下	39 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	— — — mg/L	300mg/L以下
6 鉛及びその化合物	— — — mg/L	0.01mg/L以下	23 クロロホルム	— — — mg/L	0.06mg/L以下	40 蒸気残留物	— — — mg/L	500mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	— — — mg/L	0.01mg/L以下	24 ジクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	41 陰イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.2mg/L以下
8 六価クロム化合物	— — — mg/L	0.02mg/L以下	25 ジブロモクロロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	42 ジエオスミン	— — — mg/L	0.0001mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	— — — mg/L	0.04mg/L以下	26 臭素酸	— — — mg/L	0.01mg/L以下	43 2-メチルイソボルネオール	— — — mg/L	0.00001mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	— — — mg/L	0.01mg/L以下	27 縮トリハロメタン	— — — mg/L	0.1mg/L以下	44 非イオン界面活性剤	— — — mg/L	0.02mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	— — — mg/L	10mg/L以下	28 トリクロロ酢酸	— — — mg/L	0.03mg/L以下	45 フェノール類	— — — mg/L	フェノールとして0.005mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	— — — mg/L	0.8mg/L以下	29 ブロモジクロロメタン	— — — mg/L	0.03mg/L以下	46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下	30 ブロモホルム	— — — mg/L	0.09mg/L以下	47 pH値	7.81	5.8以上8.5以下
14 四塩化炭素	— — — mg/L	0.002mg/L以下	31 ホルムアルデヒド	— — — mg/L	0.08mg/L以下	48 味	異常なし	異常でないこと
15 1,4-ジオキサン	— — — mg/L	0.05mg/L以下	32 亜鉛及びその化合物	— — — mg/L	1.0mg/L以下	49 臭 気	異常なし	異常でないこと
16 1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	— — — mg/L	0.04mg/L以下	33 アルミニウム及びその化合物	— — — mg/L	0.2mg/L以下	50 色 度	1 度 未満	5度以下であること
17 ジクロロメタン	— — — mg/L	0.02mg/L以下	34 鉄及びその化合物	— — — mg/L	0.3mg/L以下	51 濁 度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素	1.0 mg/L	(※は、採取者測定)	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」		

判 定

上記検査結果について、水質基準に適合。